

いいだ障がい福祉プラン2024

計画策定の趣旨

障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の3つの計画を一体化して策定するものです。基本理念の実現をめざし、計画期間中に重点的に取り組む施策、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の成果目標とサービスの種類ごとの必要な見込み量等を定め、障がい福祉に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

計画の位置づけ



・飯田市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

・第7期飯田市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、同法87条に規定する「国が定める基本指針」及び同法89条に規定する「都道府県障害福祉計画」を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

・第3期飯田市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、同法33条の19に規定する「国が定める基本指針」及び同法33条の22に規定する「都道府県障害児福祉計画」を踏まえ、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

この計画における「障害」表記は、長野県のガイドラインを参考に、「障がい」と「障害」を使用しています。

また、この計画では、「障がいのある大人(障がい者)」と「障がいのあるこども(障がい児)」の両方を対象として表現する場合には、「障がいのある人」という表現を使用します。

いいだ障がい福祉プラン2024

計画の対象

この計画の対象としている障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人、並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病（難病等）であって政令で定めるものによる障がいの程度が主務大臣が定める程度である人を基本とします。

障がい福祉の課題は、障がいのある人やその家族、支援する人のみでなく、障がいのある人を取り巻く社会の全ての人々が我が事として認識することが重要です。この計画は、「障がいのある人のための計画」であると同時に、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものをなくすために、より多くの市民のみなさんにも理解して行動していただくことを目指しています。

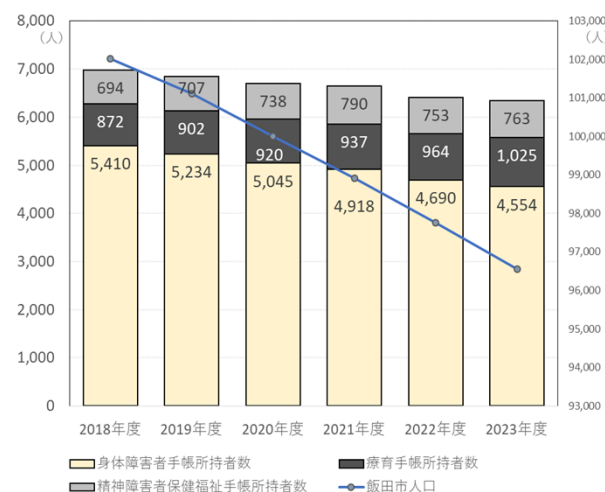
計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

※ただし、第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画は、令和8年度に国の基本指針にあわせて見直しを行います。

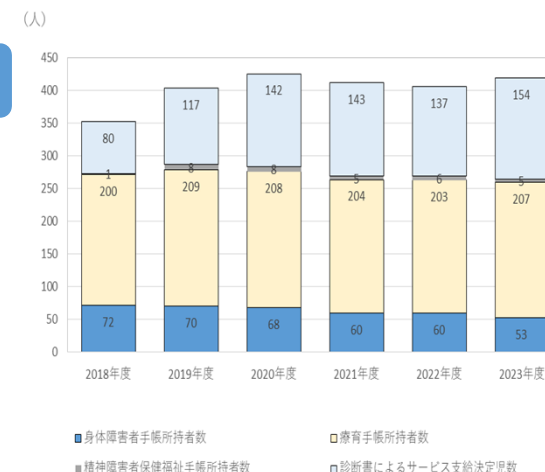
障がいのある人の推移

人口は緩やかに減少し、それに伴い手帳を所持している人も減少傾向です。手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳はやや増加傾向です。



障がいのあるこどもの推移

手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育・精神障害者保健福祉手帳はほぼ横ばい、診断書によるサービス支給決定は増加傾向です。



いいだ障がい福祉プラン2024

基本理念

認め合い 支え合う 自分らしくいきいきと ともに暮らす 結いのまちづくり

私たちの地域に息づいている結いの力を生かしながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが地域社会の一員として「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指します。

基本的な視点

計画の体系

重点 重点的に取り組む施策

重要

1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

・一人ひとりの人格や個性が尊重され、お互いに認め合えるまちにするために、障がいに対する正しい理解を深めることが大切です。
・偏見や差別をなくすとともに、虐待を受けることがないよう、障がいのある人の権利を擁護する取組が重要です。

- ▶ 1-1 障がいに対する正しい理解の推進
- ▶ 1-2 権利擁護の推進・成年後見制度、障がい者差別解消、障がい者虐待防止

2 相談しよう！利用しよう！自分の生き方を自分で決められるまち

・相談窓口のわかりやすさを求める意見が多くあります。誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的な方法について検討していきます。
・身近な地域で相談支援を受けることができるように地域の体制整備や相談支援を行う人材の確保や質の向上に取り組めます

2-1 相談支援体制の整備

重点 基幹相談支援センター

2-2 障がい福祉サービスの充実

2-3 多様なニーズに応じた支援

重点 医療的ケア児等
コーディネーター

3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！

・地域で自立した生活を営むためには「経済的安定」が必要であり、「就労」に対する取組は重要です。
・働くことが困難な人や、働くことを選択しない人は、地域社会から孤立することなく、多様な形で社会とのつながりを保ち、日中の居場所が確保できるように支援します。
・文化芸術・スポーツをはじめ様々な分野で、交流の機会を増やし、楽しみながらお互いを知り、ともに地域で生活していけるよう、関係機関と連携して取り組みます。

3-1 居場所づくり

3-2 就労支援の総合的な推進

重点 就労に関する相談体制の充実

3-3 雇用の場の拡大

3-4 社会参加の促進

3-5 文化芸術活動・スポーツの機会の推進

3-6 趣味・余暇活動の充実

いいだ障がい福祉プラン2024

基本的な視点 ▶ 計画の体系

4 ここで、一緒に成長しよう！

・地域で仲間とともに育ち、将来の社会的自立を目指すことは重要な視点です。一人ひとりの特性を認め、その成長段階に応じて適切な環境をつくるにはどうしたらいいのかを地域全体で考える必要があります。

・障がいのある子どもやその家族が地域社会から孤立しないよう、こどもの将来を見据えた切れ目のない相談支援体制づくりに努めます。

・乳幼児期から保育・学校教育などの各段階における地域のインクルージョンを推進するために、地域の中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能強化に取り組みます。

4-1 発達支援の充実

重点 児童発達支援センター

▶ 4-2 教育・放課後等の地域支援の推進

4-3 家族支援

4-4 ライフステージに沿った支援体制づくり

重点 医療的ケア児等コーディネーター

計画の推進体制

ポイント

- 1 計画の周知と理解促進
- 2 障がいのある人のニーズ把握と取組への反映
- 3 庁内における推進体制
- 4 地域ネットワークとの連携

5 みんなが安心して暮らせるまち

・生活環境における社会的障壁の除去（バリアフリー）を、当事者の意見を聞きながら、地域の人達とともに進めていきます。

・いざというときに、地域の協力を得ながら安全に避難できるように個別避難計画の策定を進めていきます。

5-1 やさしいまちづくりの推進

5-2 情報アクセシビリティ・デジタル化の推進

重点 行政手続きの利便性向上

5-3 公費負担医療制度等の充実

5-4 緊急時・災害時に命を守る行動をするために（災害時の支援体制）

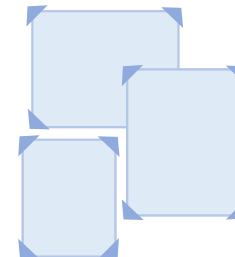
重点 個別避難計画の策定

その他

① コラム掲載

・インクルーシブ
・インクルージョン
・アクセシビリティ
などの用語の説明

② 写真



③ 当事者や障がい福祉分科会委員などの意見

…ですね。…も考えるべき。

…考え方も必要では。

障害福祉計画・障害児福祉計画

計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下の7つの成果目標を設定することとしています。この目標の達成に向けて、必要となる障害福祉サービス等の種類ごとの見込量等を活動指標として定めることとしています。飯田市では、国の基本指針及び県の方針を踏まえつつ、これまでの飯田市障害福祉計画及び飯田市障害児福祉計画の実績を捉えながら、令和8年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を定めます。本計画を踏まえ障害福祉サービス等の提供体制を確保することで、一体的に策定する飯田市障害者計画の基本理念及び基本的な視点の実現を目指します。

成果目標

※ ⇒以降は、サービス等の見込み量や取組内容等を示す。

(1)施設入所者の地域生活への移行

- ・地域生活に移行する者の目標値
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上の移行
⇒ 地域移行者数 6人
- ・施設入所者の削減数
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減
⇒ 施設入所者の削減数 7人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・協議の場の開催
⇒ 南信州広域連合自立支援協議会を協議の場として開催
- ・協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者等の参加
⇒ 圏域内医療機関、福祉・介護保険事業所、当事者で協議会を構成
- ・協議の場における目標設定および評価の実施
⇒ 年度当初に目標設定、年度末に評価のための協議の場を開催

(3)地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備
コーディネーターなどの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築及び運用状況の検証及び検討
⇒ 前計画から継続し、支援体制を整備
- ・強度行動障害を有する方への支援体制整備
⇒ 支援ニーズの把握及び相談支援体制を確保

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
 - ・一般就労への移行者数 ⇒ 9人(以下項目の合計)
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和3年度の一般就労の移行実績の1.28倍以上
 - ・就労移行支援から一般就労への移行者数 ⇒ 4人
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
 - ・就労継続支援A型から一般就労への移行者数 ⇒ 2人
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
 - ・就労継続支援B型から一般就労への移行者数 ⇒ 2人
国の指針及び県の成果目標による算定で、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
 - ・生活介護・自立訓練から一般就労への移行者数 ⇒ 1人
自立訓練(機能訓練)の活動指標より人数を設定

- ・一般就労へ移行した者が5割以上の就労移行支援事業者の割合
国の指針及び県の成果目標による算定で、就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、全体の5割以上
- 職場定着率の増加
 - ・就労定着支援事業の利用者数
国の指針及び県の成果目標による算定で令和3年度の一般就労への移行者における就労定着支援の利用実績の1.41倍以上
 - ・一般就労の職場定着率
国の指針及び県の成果目標による算定で、就労定着支援事業所のうち職場定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

障害福祉計画・障害児福祉計画

※ ⇒以降は、サービス等の見込み量や取組内容等を示す。

(5)相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としての総合的な相談業務、地域の相談体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
⇒ 圏域で基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援専門員に対する専門的指導・助言、人材育成及び相談機関との連携強化等の取組を実施
- ・自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
⇒ 自立支援協議会における専門部会の設置及び事例検討の実施

(6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
県等が実施する相談支援従事者研修等の研修会を活用し、障がい福祉担当職員が専門的な知識を習得することによる、適切なサービスの支給決定体制の構築
⇒ 県等が実施する各種研修における市職員の参加
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査内容の分析結果等の活用及び事業所との審査情報共有による、適切なサービス提供体制の構築
⇒ 審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と情報を共有し検証

(7)障がい児支援の提供体制の整備

- ・障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備
児童発達支援センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、認定こども園や保育所、児童クラブ、小中学校及び特別支援学校等に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援等を行うことによる支援体制の構築
⇒ 圏域を単位に支援体制を確保
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及び支援に係る調整を行うコーディネーターの配置
⇒ 圏域を単位にコーディネーターを配置(1人)

障害福祉サービス等の利用量の見込とその考え方(活動指標)

サービスごとの1月当たりの利用の予測される計画量(活動指標)について、これまでのサービスの利用傾向や社会変化、利用ニーズ等を踏まえ見込量を表示します。

予測される計画量は、国が指定した単位(利用時間、利用者数、利用日数等)で表示します。